

## 新型コロナウイルスワクチンの接種予診票について

新型コロナワクチン接種が行われています。ワクチン接種には、接種券、予診票が必要になっています。

その予診票ですが、本年5月28日に厚生労働省健康局健康課予防接種室は、「新型コロナワクチンに係る予診票の様式変更について」と題して各市町村等に、様式の変更と取扱について通知が出されました。

当院でのワクチン接種の取扱もこの通知に従い、皆様方に接種を実施してまいります。

予診票の変更箇所等及び扱いについては、次の通りです。

### 【変更の趣旨】

今般、何らかの病気で診療を受けている被接種者が、かかりつけの医師に確認せずに接種を希望した場合においても、予診および接種を円滑に受けることができるよう、予診票の様式変更が行われました。

### 【具体的な予診票の変更点】

「その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか」の設問があることにより、事前に医師への問い合わせが必須であるとの誤解を生じている例があること等を踏まえ、円滑な接種に資するよう、当該設問を削除した予診票となりました。

### 【接種の可否等について】

1. 「現在、何らかの病気にかかって、治療（投薬など）を受けていますか。」の設問に「はい」と回答した接種希望者には、予診医は、接種要注意者としての注意事項に留意しながら、接種の可否を判断することになります。
2. 既に予診票の印刷や配布が行われている場合等においては、従来の予診票も引き続き使用可能となっています。
3. その場合、「その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか。」の設問が「いいえ」または空欄となっている接種希望者については、予診医が接種可能と判断した場合は接種可能とされています。

上記の変更等を踏まえ、当院においても、「かかりつけ医」の事前判断を必要とせず、当日の予診医の判断で接種の可否を決めることに致します。また、当院をかかりつけ医とされている方が、市町の集団接種会場や医療機関の個別接種で接種される場合、その接種場所の予診医の判断が優先することをこの通知において確認しています。

榛原総合病院

院長 森田信敏